

(2) 審査基準別

屋内展示場

指定場所	禁止行為	審査基準
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 展示、実演等のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) <u>使用者が裸火使用を容易に停止できる措置</u>が講じられていること。※1</p> <p>(4) <u>消防器具</u>（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）<u>を設けること</u>。※2</p> <p>(5) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(6) <u>出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること</u>。※3、※4（<u>不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合</u>を除く。）※5</p> <p>(7) 危険物品その他の<u>易燃性の可燃物</u>から水平距離で5m以上離れていること。※6（<u>不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合</u>を除く。）※5</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。</p> <p>ア 条例第3章において可燃物との<u>火災予防上安全な距離</u>が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。※7</p> <p>イ アの距離が定められていないものは、次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <p>(ア) <u>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</u>※8</p> <p>a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を<u>防火性能を有する材料</u>で覆うこと。※9</p> <p>(イ) <u>火炎を有するもの</u>※10</p> <p>周囲の可燃物から、次の表に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p>

表

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140		
炎	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
の	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
長	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320

		<table border="1"> <tr><td>さ</td><td>100以内</td><td>120</td><td>170</td><td>210</td><td>240</td><td>270</td><td>290</td><td>310</td><td>330</td><td>340</td><td>360</td></tr> <tr><td></td><td>120以内</td><td>130</td><td>190</td><td>230</td><td>260</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>360</td><td>380</td><td>400</td></tr> <tr><td></td><td>140以内</td><td>140</td><td>200</td><td>250</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>370</td><td>390</td><td>410</td><td>430</td></tr> <tr><td></td><td>160以内</td><td>150</td><td>220</td><td>270</td><td>310</td><td>340</td><td>370</td><td>400</td><td>420</td><td>440</td><td>470</td></tr> <tr><td></td><td>180以内</td><td>160</td><td>230</td><td>280</td><td>320</td><td>360</td><td>390</td><td>420</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td></tr> <tr><td></td><td>200以内</td><td>170</td><td>240</td><td>300</td><td>340</td><td>380</td><td>410</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td><td>530</td></tr> </table>	さ	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360		120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400		140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430		160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470		180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500		200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530
さ	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360																																																															
	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400																																																															
	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430																																																															
	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470																																																															
	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500																																																															
	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530																																																															
		<p>(2) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又は<u>ガス漏れ早期発見のための装置</u>が設置されていること。(カートリッジ式のものを除く。) ※11</p>																																																																								
		<p>3 火薬類を消費するもの※12</p> <p>(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>(3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>																																																																								
		<p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの※8</p> <p>2(1)イ(7)の規定に適合していること。</p> <p>(2) 火炎を有するもの※10</p> <p>2(1)イ(1)の規定に適合していること。</p> <p>(3) 微小な火源を有するもの※13</p> <p>展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) 瞬間的に燃焼するもの※14</p> <p>展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>																																																																								
		<p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、展示、実演等のために最小限の範囲であること。</p>																																																																								
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。※2</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上 (危険物のうち危険物令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。※3、※4 (耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) ※15</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。 ※3、※4</p>																																																																								

	<p>(<u>不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) ※16</u></p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) <u>可燃性ガス容器（液化ガスに限る。) ※17</u> ア 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。 (容器の個数は問わないものとする。) ※18</p> <p>イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 (ア) 容量2kg以下の容器に限ること。 (イ) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 (ウ) 容器の転倒防止措置が図られていること。 (エ) 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) <u>火薬類※12</u> 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のもの 30個 イ 0.1gを超え15g以下のもの 5個</p> <p>7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
--	---

※1 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置

燃料の放出を1動作により停止できるなどの措置が講じられているものをいいます。

※2 消火器具を設けること

消火器は、持ち込む危険物品の種類や使用する場所などを考え、油脂の火災や電気器具の火災などに最も適した消火器を選び、使いやすい位置に置きます。

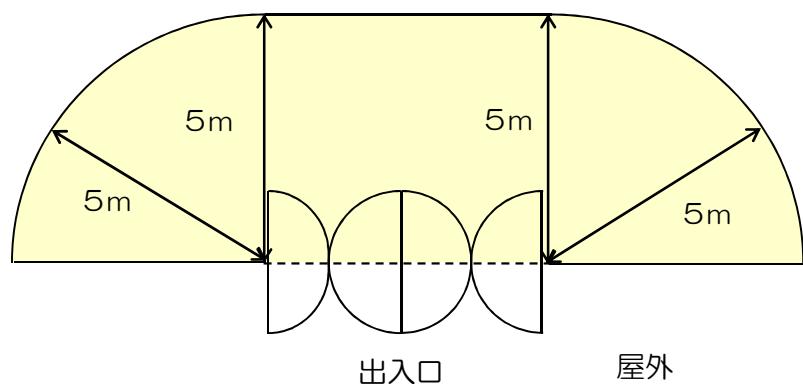
消防法令に基づいて、既に消火器具が設けられている場合で、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれているときは、新たに消火器具を設ける必要はありません。

※3 出入口から水平距離で0m以上離れていること

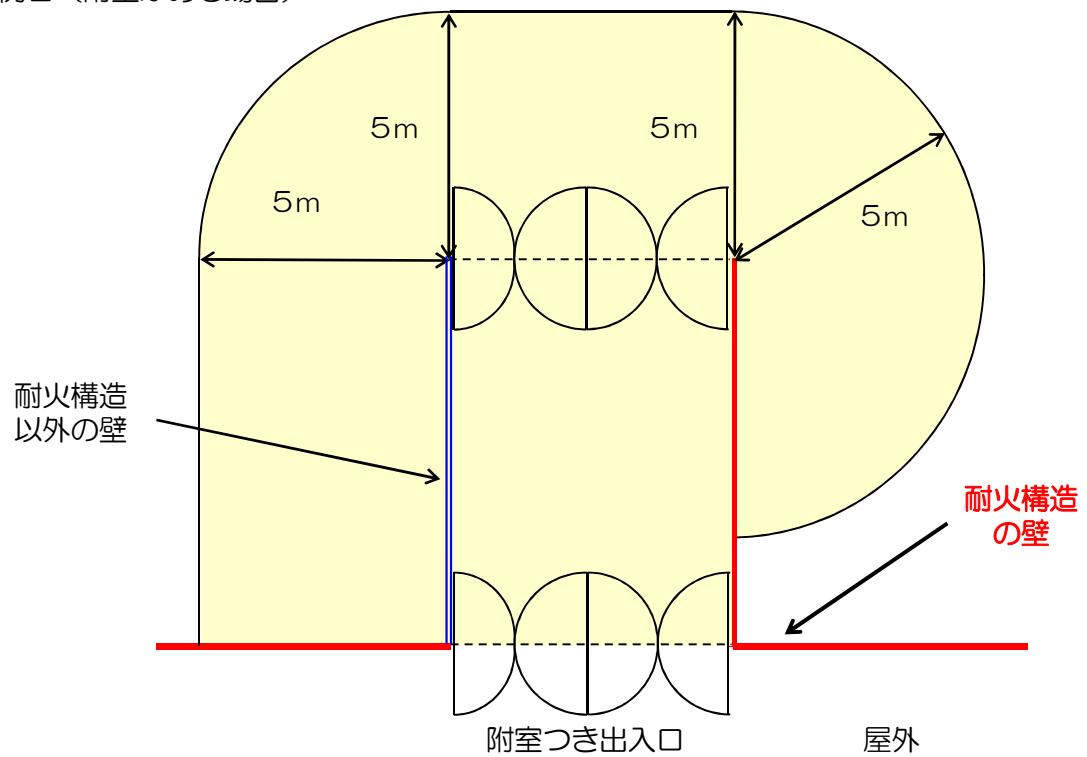
(1) ここでいう出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口のことです。

(2) 水平距離は次のとおりです。

例1



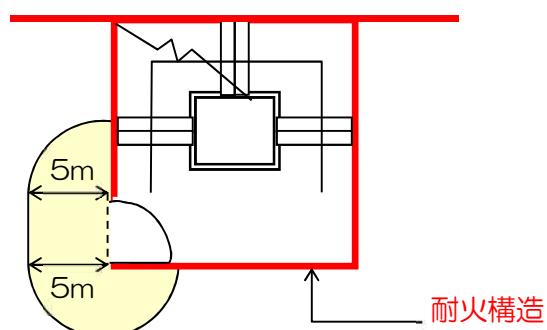
例2 (附室がある場合)



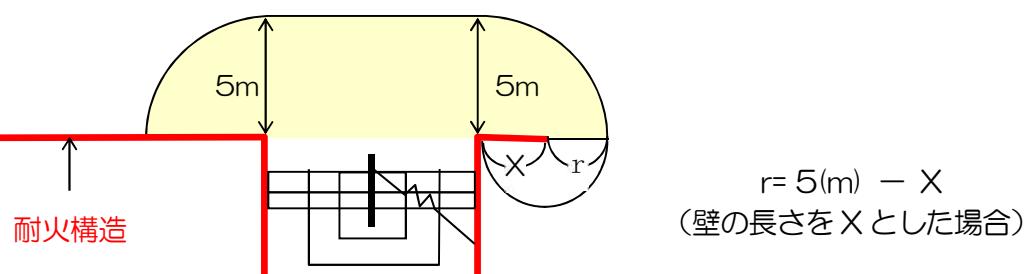
※4 階段等から水平距離〇m以上離れていること

- (1) ここでいう階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下のことです。
- (2) 水平距離は次のとおりです。

例1



例2

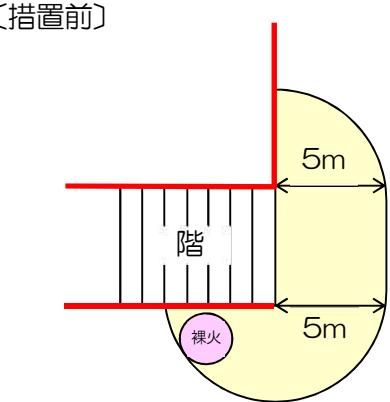


※5 不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合

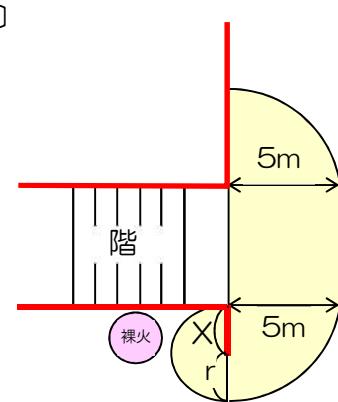
不燃材料で壁を造った場合は、次の例のようにとらえます。

例

〔措置前〕



〔措置後〕



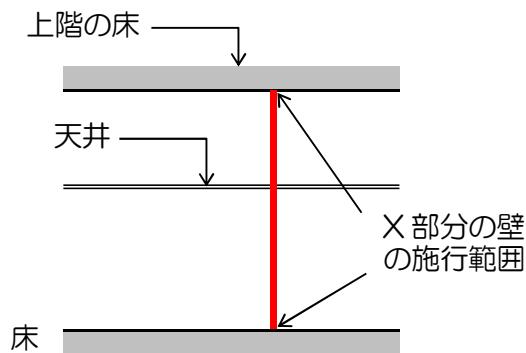
■ 不可の部分

— 不燃材料で造った壁

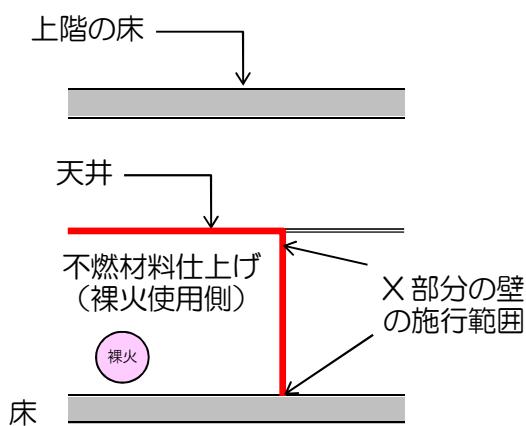
$r = 5(m) - X$

(壁の長さをXとした場合)

※ X部分の壁は、天井裏まで施工されていなければなりません。



※ 裸火使用側の天井が不燃材料による仕上げがされている場合は、X部分の壁は天井までの施工でよいものとします。



不燃材料

コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタルなどの建基令第108条の2に定める性能を有する不燃材料

※6 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンホーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の早いものをいいます。

※7 火災予防上安全な距離

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

※8 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの

グラインダー、アーク溶接等の火花を発する器具などが該当します。

※9 防火性能を有する材料

次に掲げるものが該当します。

(1) 準不燃材料

(2) 難燃材料（建基政令第1条第6号に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの

(3) 防炎物品（政令第4条の3第3項に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの

※10 火炎を有するもの

トーチ、ろうそく、ライター等の炎を出して燃焼するものが該当します。

※11 ガス漏れ早期発見のための装置

ガス漏れ早期発見のための装置は、単体型のガス漏れ警報器も含まれます。

なお、この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているほか、ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されていなければなりません。

金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で立消え安全防止装置が備え付けられている火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※12 火薬類

火薬類の取扱いは、次のとおりとなります。

(1) 「1回の使用の数量」は、1催事分をまとめてとらえます。

(2) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下としなければなりません。

(3) 消費する場合については、「裸火使用」と「危険物品持込み」の両方の審査が行われます。

※13 微小な火源を有するもの

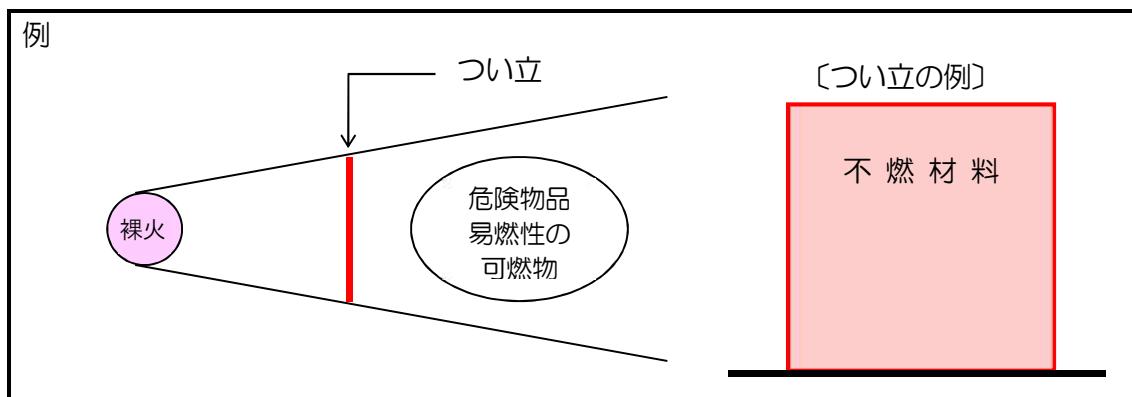
香、線香などが該当します。

※14 瞬間的な火炎による裸火

裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が5秒未満であるものをいいます。（ミニフレーマーなど）

※15 耐火構造の壁で防火上有効にしや断する等の措置を講じた場合
※5と同様の方法で、壁の構造を「耐火構造」とした措置を講じた場合をいいます。

※16 不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合
次のような場合をいいます。
ア 不燃性の収納箱に収納してある場合
イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合
ウ つい立の設け方
(ア) 大きさは、裸火の火炎及び熱（放射熱等）から危険物品その他易燃性の可燃物を防火上有効に遮断していること。
(イ) 危険物品その他易燃性の可燃物が、地震等により荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。



※17 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）

可燃性ガス容器には、「高圧ガス保安法の適用を受ける液化ガス」と高圧法第3条第1項第8号の規定に基づき「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」があり、ほかの禁止される用途では、「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」しか承認することができません。

屋内展示場については、臨時的に厨房機器等の展示を行い、止むを得ないことがあることから、高圧法の適用を受けるガスの持込みを一部認めています。

なお、持ち込むことのできる可燃性ガス容器は、内容量が2kg以下のものに限ります。

【高圧法の適用を除外される液化ガスの例】

- ガスライター
- ガスライターの補充用ガス容器
- カートリッジボンベ
- エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）



【高圧法が適用される容器入りの可燃性ガス】

解除承認不可



（容量2kg以下のボンベを除く。）



※18 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとの定められた充填圧力で、ガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

(3) 申請上の留意事項

ア 製品化されていない機器などについては、申請の際に特性、性能などが確認できる資料を提出しなければなりません。

なお、内容によっては、事前の検証、実験などが必要な場合があります。

イ 裸火使用については、展示に付随する必要最小限の実演行為のみ解除承認を受けられます。申請の内容によっては、床や周囲の不燃化、難燃化などを講じる必要があります。

ウ 施設の管理者と興行の主催者が異なる場合については、禁止行為の申請内容を事前に双方で十分検討し、申請を行わなければなりません。

また、申請については、施設管理者、主催者などが申請内容を相互に十分把握、理解した上で、責任のある者が行わなければなりません。

Q&A

Q 屋内展示場を御歳暮の配送センターとして一時的に使用します。

屋内展示場としての規制は受けますか？

A 御歳暮の配送センターとして使用される場合は、配送作業を行う場所であり、不特定多数の人が出入りしないため、屋内展示場としての規制は受けません。

4 喫煙所の設け方

第1章第5節「喫煙に関する措置」に留意するほか、次のように安全な状況が維持されるように管理されなければなりません。

(1) 屋内展示場の場合、公衆の出入りする部分では喫煙は禁止されているため、利用者にわかりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。

(2) 施設の管理者やイベントの主催者は、全ての従業員、出展者やスタッフに対し、喫煙所の設置の目的について十分な説明を行い、実効性のある喫煙所の管理を心がけ、会場の安全の徹底を図ります。